

第13条（職員の責務）

旧	新
<p>（職員の責務）</p> <p>第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>3 職員は、その職務に関して必要な専門的知識の修得その他自治に関する事項の研修に努めなければならない。</p> <p>[解説]</p> <p>この条は、市の職員の責務を定めています。</p> <p>・職員は、市民のために仕事をする事、また、「市民が自治の主人公」であることを十分に認識し、その職務を遂行するに当たっては、市民本位の立場に立たなくてはなりません。</p> <p>また、職員は、特定の人たちのためではなく、すべての市民に対して、様々なサービスを適切に提供するなど市民全体の福祉向上のために、公正、中立な立場で、誠実に、さらに効率的に働かなければなりません。</p> <p>・地方公共団体は、法に基づいて活動しますので、当然のことながら、その職員も、法に基づいて仕事をしなければなりません。このため、職員は、法令及び条例、規則等に違反しないように、これらを遵守して活動しなければなりません。また、単に法令等を遵守するだけでなく、模範的でよいと市民が思えるような行動をすることも求められて</p>	<p>（職員の責務）</p> <p>第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、その職務に関して必要な専門的知識の修得その他自治に関する事項の研修に努めなければならない。</p> <p>[解説]</p> <p>この条は、市の職員の責務を定めています。</p> <p>・職員は、市民のために仕事をする事、また、「市民が自治の主人公」であることを十分に認識し、その職務を遂行するに当たっては、市民本位の立場に立たなくてはなりません。</p> <p>また、職員は、特定の人たちのためではなく、すべての市民に対して、様々なサービスを適切に提供するなど市民全体の福祉向上のために、公正、中立な立場で、誠実に、さらに効率的に働かなければなりません。</p>

います。

・職員は、勤務時間中において、全力でその職責の遂行に当たらなければなりません。そのためには、その職務に関する専門的な知識を修得することはもちろん、自治に関する様々な事項を、広く、自主的に研修することに努めなければなりません。

また、一方で、市長等の任命権者も職員に対して研修を行わなければなりません。

・職員は、勤務時間中において、全力でその職責の遂行に当たらなければなりません。そのためには、その職務に関する専門的な知識を修得することはもちろん、自治に関する様々な事項を、広く、自主的に研修することに努めなければなりません。

また、一方で、市長等の任命権者も職員に対して研修を行わなければなりません。